

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に 係る規制地域の見直しについて

1 規制地域の概要

- (1) 規制地域は市の全域を対象とします。
 - (2) 「騒音」及び「振動」の区域区分については、都市計画法（以下「都計法」という。）の用途地域に連動させます。用途の未指定地域は、統一的な考え方により取扱いを統一します。
「悪臭」の区域区分については、市の全域を現行の基準に統一します。
- ※ 詳細は次頁以降（騒音…P 2, 3 振動…P 4 悪臭…P 5）

2 パブリックコメント実施結果

- (1) 意見募集期間
平成29年4月17日（月）～平成29年5月16日（火）
- (2) 意見提出者
1名
- (3) 意見数
2件

3 今後のスケジュール（予定）

時期	(H29年) 9月	10月		(H30年) 4月
内 容	・市議会 報告	・告示 ・関係者周知 ・広報	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">周知期間</div>	・施行

騒音

○見直し案の概要

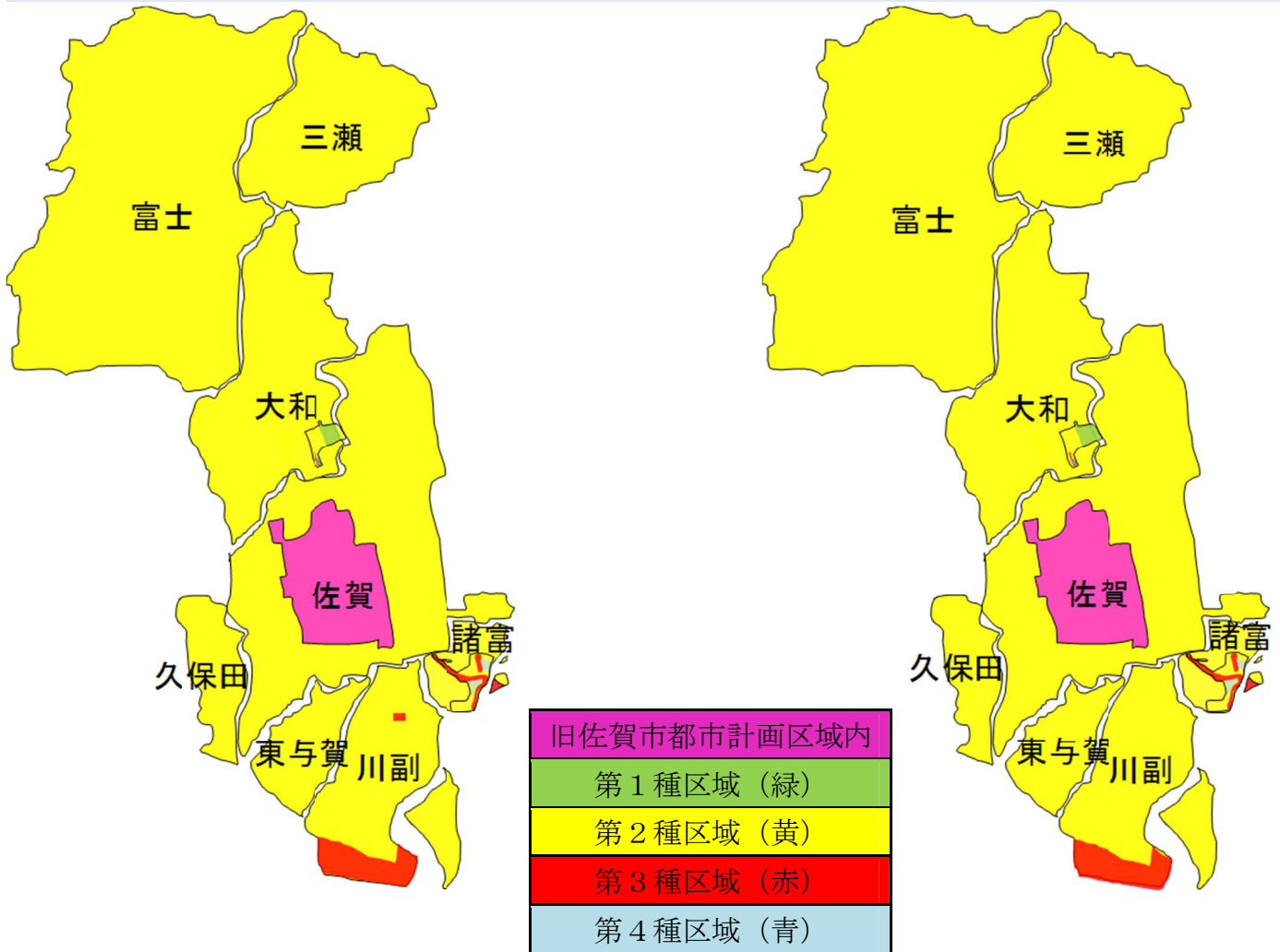
地域指定：全域指定⇒全域指定（変更なし）

区域区分：都計法の用途地域の指定がある地域は用途区分に基づく（変更なし）

都計法の用途未指定地域は、原則第2種区域とする。（例外についても統一基準を設定⇒次頁）

規制地域（騒音）簡略図

（左：現行 右：見直し案）



※旧佐賀市の市街化区域の区分は省略しています

見直し予定地域

地域名	見直し内容		見直し理由
	(現行)	⇒ (見直し案)	
兵庫北の一部	2種	⇒ 1種・3種	現在の都計法の用途地域へ変更
与賀町・西魚町の一部	2種	⇒ 3種	
多布施・伊勢町・川原町の一部	2種	⇒ 3種	
大和町尼寺の一部	1種・2種・3種	⇒ 2種・3種・4種	
〃 久池井の一部	1種・2種	⇒ 2種・1種	
川副町西古賀の一部	3種	⇒ 2種	都計法用途未指定地域の原則区分へ変更
※佐賀空港周辺は据え置き			

○区域区分の考え方（県の考え方を踏襲）

区域区分	都計法用途地域の指定地域	都計法用途の未指定地域	備考 (要件の考え方)
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	次の要件を満たし、かつ「特に必要と認める場合（※）」 (要件) 特に低層・低密の住宅地として、良好な居住環境の保全に努める必要のある地域（概ね20ha以上の規模があり、路線的又は不整的でないこと）	
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域	未指定地域は第2種区域を原則とする	
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	次の要件を満たし、かつ「特に必要と認める場合（※）」 (要件) ① 商業系の地域（商業、娯楽等の機能に特化することが適切な地域で概ね2ha以上の規模があること） ② 工業系の地域で、住宅等の混在を排除することが困難と認められる地域（ <u>概ね5ha以上の規模があること</u> ） ③ 家内工業的な業種業態の産業が集中立地する地域（ <u>概ね5ha以上の規模があること</u> ） ④ 幹線道路の沿道等で流通業務施設、沿道サービス施設等の集中立地する区域など土地利用の内容が適切な用途に特定されている地域（道路端から概ね50haの地域であること）	県の考え方に面積要件を追加（ <u>下線部分</u> ）
第4種区域	工業地域 工業専用地域	次の要件を満たし、かつ「特に必要と認める場合（※）」 (要件) 既存の工業地又は新たに工業地として計画的に整備する地域で、第3種区域に該当する地域以外の地域（工業地域に相当する場合は概ね5ha以上、工業専用地域に相当する場合は概ね20ha以上の規模があること）	

※「特に必要と認める場合」とは

第1種区域については、特定工場からの騒音により苦情等が発生している又はおそれがあると認める場合を想定している。

第3種区域及び第4種区域については、住居や病院等が特定工場からかなり離れて存在するなど、周辺的生活環境が損なわれるおそれがないと認められる場合等を想定している。

振動

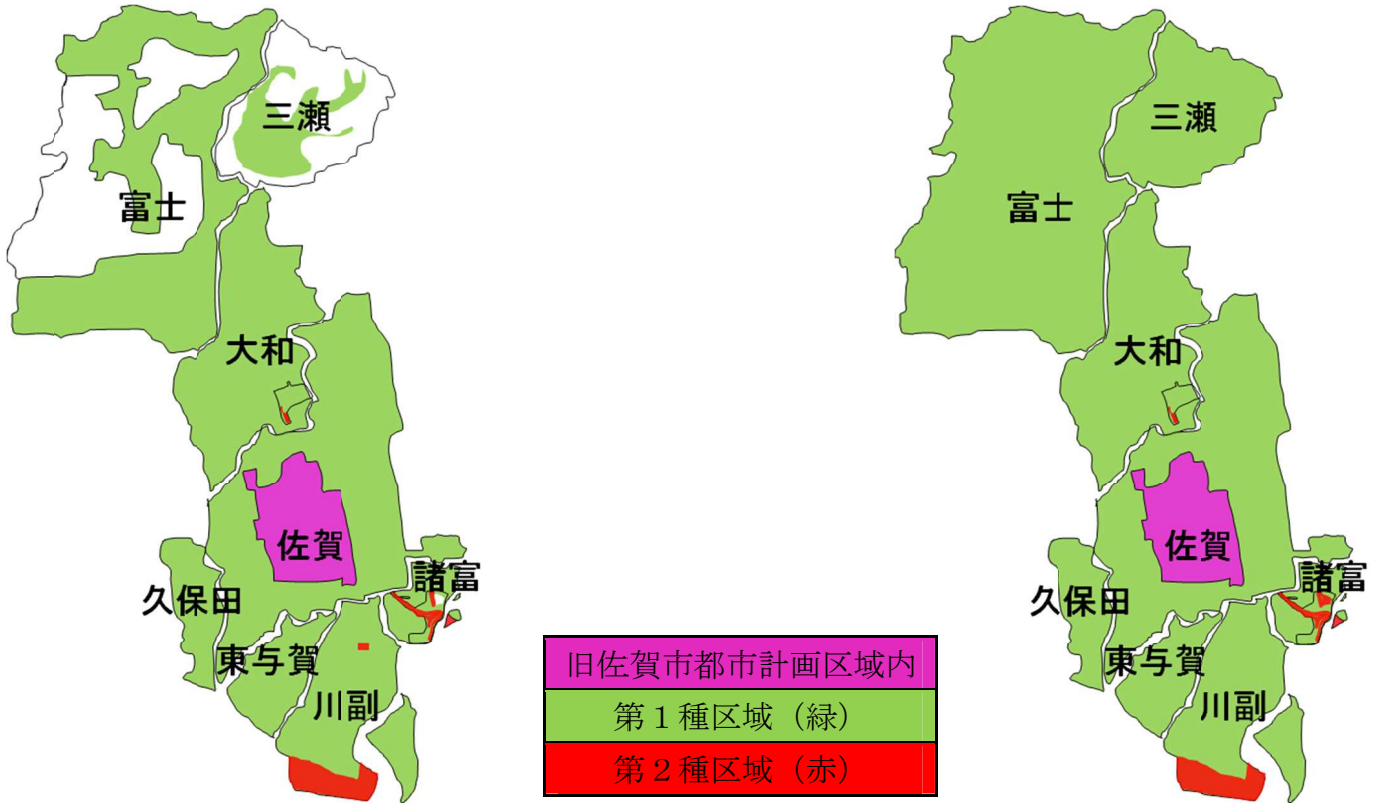
○見直し案の概要

地域指定：一部指定⇒全域指定

区域区分：都計法用途地域の指定がある地域、ない地域ともに騒音規制法の区分に基づく（変更なし）

規制地域（振動）簡略図

（左：現行 右：見直し案）



※旧佐賀市の市街化区域の区分は省略しています

見直し予定地域

地域名	見直し内容 (現行) ⇒ (見直し案)	見直し理由
兵庫北の一部	1種 ⇒ 2種	騒音規制法の区域区分変更に伴う変更
与賀町・西魚町の一部	1種 ⇒ 2種	
多布施・伊勢町・川原町の一部	1種 ⇒ 2種	
大和町尼寺の一部	1種・2種 ⇒ 2種・1種	全域指定地域としたため
富士町・三瀬村（山林地域）	未規制 ⇒ 1種	
諸富町諸富津（工専地域）	未規制 ⇒ 2種	騒音規制法の区域区分変更に伴う変更
諸富町徳富の一部	1種 ⇒ 2種	
川副町西古賀の一部	2種 ⇒ 1種	
※佐賀空港周辺は据え置き		

○区域区分の考え方

区域区分	① 都計法用途地域の指定地域	② 都計法用途の未指定地域	備考
第1種区域	指定地域のうち、騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域に該当する区域とする。		県の考え方を踏襲
第2種区域	指定地域のうち、騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域に該当する区域とする。		

悪臭

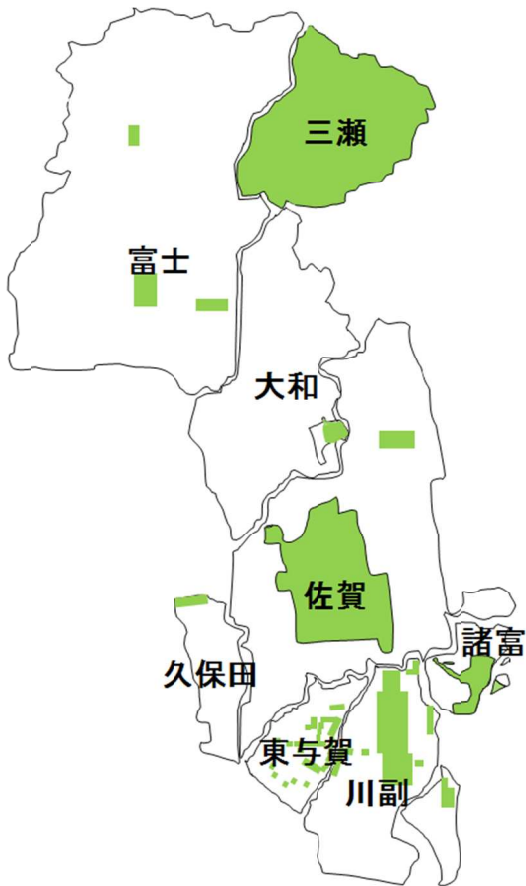
○見直し案の概要

地域指定：一部指定⇒全域指定

区域区分：区域区分の設定なし

規制地域（悪臭）簡略図

（左：現行 右：見直し案）



○見直し内容と規制基準の考え方

見直し内容 (現行) ⇒ (見直し案)	規制基準
一部地域 ⇒ 全域	臭気強度 2.5 に対応する悪臭物質濃度 (現行の基準と同じ)

【参 考】

1 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法における規制地域について

騒音や振動、悪臭問題については、公害のうちでもとりわけわれわれの生活に身近なものです。その影響は大気や水質とは違い、発生源の周辺地域のみに限られるという特徴があります。そのため各法律において、工場などからの騒音・振動・悪臭から住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を指定することとされています。

(関連条項：騒音規制法第3条第1項、振動規制法第3条第1項、悪臭防止法第3条第1項)

規制地域内の特定の工場等は、規制基準を遵守する義務が生じ、市はこの特定の工場等が規制基準に適合せず周辺的生活環境が損なわれると認められるとき、特定の工場に対して改善勧告や改善命令を発することができます。

2 本市の現行規制基準（抜粋）

① 騒音の規制基準（特定工場等）

区域区分 (時間)	昼間 (8～19)	朝・夕 (6～8) (19～23)	夜間 (23～6)	都市計画区域
第1種区域	50dB	45dB		第1・2種低層住居専用地域
第2種区域	60dB	50dB		第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第3種区域	65dB		55dB	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	70dB		65dB	工業地域、工業専用地域

② 振動の規制基準（特定工場等）

区域区分 (時間)	昼間 (8～19)	夜間 (19～8)	都市計画区域
第1種区域	60dB	55dB	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第2種区域	65dB	60dB	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

③ 悪臭の規制基準

悪臭については、区域区分による指定はなく、特定悪臭物質（アンモニア等22物質）について基準値（臭気強度2.5）を設けている。